



鶴田町農事普及だより

(4月号 令和8年4月1日～4月30日)

〈発行〉

鶴田町／鶴田町農業振興課
鶴田町農業支援センター
つがるにしきた農業協同組合
鶴翔統括支店
西北農林水産事務所
農業普及振興室

令和8年1月からの豪雪により 被害に遭われた農業者の皆様へ

令和8年1月からの豪雪により、被害を受けた農業用ハウス等の復旧に要する費用の一部を補助します。

【令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業（令和8年1月からの大雪分）】

- ◎ **補助対象**
農業用ハウス等の再建（撤去含む）・修繕に要する経費
 - 撤去は再建の場合のみ対象です。
 - 既に復旧済みのハウス、着工済みのハウスなども対象です。

- ◎ **補助率**
補助対象経費の1/2以内

- ◎ **採択要件**
 - 令和8年1月からの豪雪による農業被害を受けた旨の証明を市町村から受けた農業者等であること
 - 農業生産に係る農業用ハウス等であること
 - 被災した農業用ハウス等と同程度で再建すること
 - 復旧後は園芸施設共済等に通年加入し、処分制限期間は加入を継続すること

被害申告していることが必要ですので、要望する方は、4/15(水)まで役場農業振興課生産振興係まで、ご相談ください。

令和8年度スマート農業導入 推進事業について

町では、農作業の効率化や労働力不足の解消、生産性や規模拡大のため、スマート農業の導入を推進し、スマート農業機械の導入費用に対し補助を行います。なお、令和8年度よりりんごにおける受粉作業の省力化が可能な静電風圧受粉機も対象となります。

- ◎ **対象及び補助金額**
 - ① 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている農業機械
→ 補助対象経費の1/3以内で限度額50万円まで
 - ② りんごにおける受粉作業の省力化が可能な静電風圧受粉機（ラプタッチ）
→ 補助対象経費の1/3以内で限度額5万円まで

◇ 詳しくは、農業振興課 担い手支援係（内線 291）までお問い合わせください。

農作業事故に気をつけましょう！

記録的な大雪でりんご産地の積雪被害が深刻化する中、剪定作業の大幅な遅れも指摘されています。春以降は施肥や防除など他の作業もあるため、焦りから農作業中の事故が起きやすいです。作業の合間に十分な休憩を取り、無理のない作業をしましょう。



りんご・ぶどう雪害対策助成事業をご利用ください！

町では、りんご・ぶどうの雪害対策助成事業を実施しております。申請は随時受付しておりますので、詳細は、町ホームページをご覧ください。

事業名	補助率	上限	内容
りんご雪害対策助成事業	購入経費の3/10	858円/10a	豪雪による、りんごの樹体損傷等による被害を軽減するため、枝折れ箇所に塗る塗布剤の購入経費に対し助成。
ぶどう雪害対策助成事業	購入経費の3/10	9,000円/10a	豪雪による、ぶどう関連設備（うで木、番線等）の破損等から早期復旧を図るため、補修又は取替えに要した経費に対し助成。

■ 薬剤散布（散布時期は生育状況により変わるので、新しい情報を参考にする）

散布時期	基準薬剤	散布量 % / 10a
ふじの展葉 1週間後頃 (4月下旬頃)	マシン油乳剤 200倍 トップジンM水和剤 1,000倍 又はベンレート水和剤 2,000倍 + チウラム剤 500倍	300
ふじの開花直前 (5月上旬頃)	SDHI剤 ※	320
ふじの落花直後 (5月中旬頃)	ミギワ20フロアブル 4,000倍 + デランフロアブル 1,500倍 又はチウラム剤 ※ 500倍 又はマンゼブ剤 ※ 600倍	350

※SDHI剤は、以下の4剤から選択する。
フルーツセイバー 2,000倍
ロンセラーフロアブル 3,000倍
カナメフロアブル 4,000倍
パレード15フロアブル 2,000倍

※チウラム剤
チオノックフロアブル
トレノックスフロアブル
※マンゼブ剤
ジマンダイセン水和剤
ペンコゼブ水和剤

枝腐らんは見つけ次第、切り取って適切に処分する。
胴腐らんは再発病斑を含め見つけ次第、次のいずれかの処置を行う。
① 泥巻きを行う場合は、周辺健全部を含めて病患部に厚く泥を張り付ける。
② バッチレートまたはフランカッ トスプレーを使う場合は、周辺健全部を含めて病患部に厚く泥を張り付ける。

- ⑧ **マメコバチの放飼と管理**
放飼時期を調節するため、筒内の蜂が動き始め、カチカチと音がするようになった頃に、0～5℃の冷蔵庫に保管する。
展葉1週間後頃の薬剤散布2～3日後に冷蔵庫から出し、放飼する。また、土取り場や防鳥網の設置などの管理も怠らないようにする。
- ⑨ **人工受粉による結実確保**
結実確保のため、マメコバチによる受粉だけでなく、積極的に人工受粉を行う。
- ⑩ **機械の点検整備と事故防止**
4月は、農作業が本格化する時期である。今年は雪だけ水の影響で土壌が緩んでいると想定され、機械作業による重大な事故が発生しやすい条件であることから、走行路や枝の出具合などを確認し、転落・横転・衝突しないよう園内を整備する。
また、スピードスプレーヤーや草

- 1. **ぶどうの棚の修復や雪害の対策**
ぶどう棚は速やかに修復し、主枝を結束する。
傷口はバッチレートを塗布したり、早い時期にビニールなどできつく縛って傷口を密着させること癒合を促す。
- 2. **霜害防止対策**
りんごと同様、霜害対策には万全を期す。
(詳細はりんごの項を参照)
- 3. **病害虫防除**
休眠期の防除は、樹全体に薬液が届くように丁寧に散布する。特に晩腐病や黒とう病の重要な防除時期であるため、必ず実施する。

■ 薬剤散布（散布時期は生育状況により変わるので、自園地の状況を確認する）

散布時期	基準薬剤	散布量 % / 10a
休眠期	デランフロアブル 200倍 又はパスポート顆粒水和剤 250倍 又はベンレート水和剤 200倍 ガットキラール剤 100倍	200
※展葉直前	モスピラン顆粒水溶剤 2,000倍	200

※ツマグロアオカスミカメの発生が多い園地では展葉直前にモスピラン顆粒水溶剤を特別散布する。

【農業の相談はこちらへ】

農業についての各種相談を受け付けております。受付した内容は即時対応いたしますので、気軽にご相談ください。
鶴田町農業支援センター 午前9時から午後5時
☎ 22-2111 (役場農業振興課)

特産果樹 ぶどう

晩腐病や黒とう病の防除のため、休眠期の防除を必ず行おう！

刈り機、高所作業台車等の使用前には必ず点検し、基本操作を守って使用し、事故防止に努める。

「農事普及だより」及び「他の農作物生産情報等」は町ホームページにも掲載しております。



URL <http://www.town.tsuruta.lg.jp/kurashi/kurashi-nougyou/post-117.html>

気象

令和8年3月19日 仙台管区気象
 (台発表 東北地方1か月予報より)
 向こう1か月の天気は数日の周期で変わり、平均気温は、高い確率が80%である。降水量は、多い確率が40%である。日照時間は、少ない確率が40%である。

水稲

初期生育確保のために、健全な苗を育てましょう！

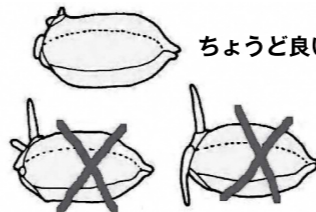
1. 育苗

(1) 浸種

浸種は10日〜14日間程度(日平均積算水温で10℃が目安)とし、浸種時の水温は10℃以下にならないようにする。低水温で浸種した場合、日平均積算水温で100℃を確保しても、出芽不良や出芽遅れの原因となる場合があるので注意する。

(2) 催芽

育苗器などを利用し、吸水させた籾を30〜32℃で、16〜20時間加温し、ハト胸程度(芽の長さ0.5〜1mm)にする。



「はれわたり」は「まっしぐら」等よりもハト胸状態に達するまで時間を要するので、別々に確認する。

温度が40℃以上になると発芽率が低下するので、特に風呂を使う場合は注意する。

(3) は種

中苗のは種量は、1箱当たり乾籾で100g(催芽籾で125g)とし、厚播きにならないよう注意する。

(4) 育苗土の準備

ふるいにかけた育苗土は、床土と覆土を合わせて1箱当たり5L程度準備する。施肥量は、中苗散播・基肥方式で窒素・リン酸・加里を成分量で1箱当たり各2.5gとする。

(5) 苗立枯病の予防

床土はpHが4.5〜5.5の土を使用する。pHが高い場合はpH調整剤で調整する。育苗中は適温を保ち、過湿や過乾燥を避ける。

(6) 置床の準備

ハウス育苗方式
 置床は育苗箱の底と密着するよう均平にする。砕土が不十分な場合や足跡等のくぼみがあると生育ムラができるので十分注意する。

① トネル折衷育苗方式

置床の硬さは耳たぶ程度に調整し、必ず排水溝を設ける。やわらかく、育苗箱が床土に沈み込むようだと、過湿による出芽障害となるので注意する。

(7) 温度管理

生育に合わせた温度管理を行うため、必ず温度計を苗の高さに設置する。

② 出芽期まで

日中35℃以下、夜間10℃以上。ハウスではシルバーポリトウなどの被覆で、水分保持と保温をする。天気の良い日には、出芽前でも換気を行い、35℃以上にならないように注意する(シルバーポリトウは風でめくれれないよう、箱下に折り込むか、重しを置く)。

① 出芽揃期

日中30℃以下、夜間5℃以上。ハウスの大部分の箱で7〜8割程度の出芽が見えたら、早めに被覆資材を除く。持ち上がった覆土はかん水等で落ち着かせ、種籾が露出していたら土をかける。

② 1.5〜3葉

日中25℃以下、夜間5℃以上。

③ 3葉以降

日中20℃以下。天気の良い日は外気に慣らし、苗を丈夫に育てる。

1. 雪害を受けた樹の処置

3分の2以上裂開している枝は、ゆ合の見込みがないので剪去する。被害部は腐らん病や銀葉病の侵入門戸となるので、傷口にバッチレート又はフロンカットスプレーで処置する。

② わい性台樹

側枝のゆ合が可能な場合は、早い時期にビニールなどできつく縛って傷口を密着させ、ひもなどで吊り上げる。

側枝が不足となった樹は、目傷等により側枝の発生を促したり、主幹部に接木をして側枝の補充を図る。

① 普通台樹

回復可能な枝は傷口を密着させて、かすがいやボルト等で補強し、支柱で支える。
 樹形を損ねる被害を受けた樹では、徒長枝を利用したり、高接ぎ(長穂接ぎ)などで樹形の立て直しを図る。

2. 野ネズミ被害樹の治療

樹幹を食害された場合、樹皮が幹周の4分の1以上残っているものは早めにバッチレートを塗るか、テープなどを巻いてカルス形成を促す。

3. 霜害防止対策

安定生産のため、霜害防止対策には万全を期す。一般に、降霜は午後7時頃の気温が6℃位で1時間に1℃以上の気温の低下があり、晴天無風状態であれば危険性が高い。霜害が予想される場合には、気象台から霜注意報が発令されるので、これらの情報に注意する。

4. 粗皮削り

粗皮削りは、胴腐らんの早期発見やハダニ類、ハマキムシ類など病害虫防除のため、必ず実施する。

5. 基肥

基肥は雪どけ後、速やかに行い、遅くとも4月20日頃までに施用する。石灰質肥料は基肥を施用後、降雨があった場合は2〜3日後に、降雨がない場合には2週間後を目安に施用する。肥料の施用量は下表のとおりであるが、追肥を計画している園地では、窒素分の6割を基肥とする。

果実の着色が良くない園地や樹勢が強すぎる園地では、施肥量(特に窒素成分)を減らして樹勢が適正になるか観察し、追肥で調整する。

7. 腐らん病対策

近年、発生が多く、雪害による樹体損傷部からの感染拡大も心配される。早めに被害部の切除や治療を行って、感染拡大を防ぐ。

6. 病害虫防除

今年は生育の進みが早いと見込まれることから、散布適期を逃さないよう注意する。この時期の散布間隔は10日以内を厳守し、適正な散布量で丁寧に散布する。

散布予定日に降雨が予想される場合は、事前散布に徹する。

2. 本田作業

(1) 施肥(基肥)

品質と食味向上のため、窒素の総量は、「まっしぐら」・「はれわたり」の場合7〜10kg/10aとする。基肥量は1回追肥体系の場合では総量の7〜8割、2回追肥体系の場合では総量の6割とする。いずれの品種も側条施肥の場合は、基肥を2割減ずる。

(9) 追肥

葉色が淡くなったら、かん水を兼ねて追肥する。1箱あたり500mLの水に硫酸を現物で5g溶かして行う。追肥後は必ず水洗いする。

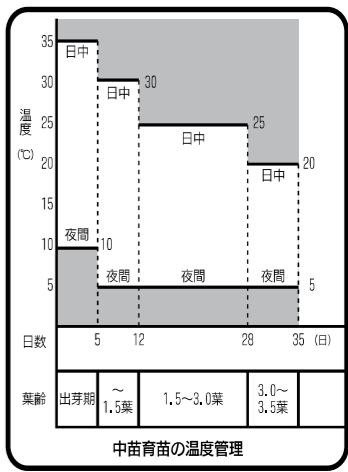
「新ロング入り苗箱専用肥料」を使用した場合には、追肥は行わない。

(8) 水管理

かん水は、床土が乾いたら午前中(地温が上がる前)にたっぷり行う。機械的に毎日かん水すると、箱内の根張りを弱くし、軟弱徒長苗になりやすいので注意する。

※霜・低温が予想される場合

被覆資材での二重被覆を行うか、ハウス内に暖房器具を入れて保温する。



りんご

春作業の準備を急ごう！

今年も積雪が多く、主幹の裂開や下枝の欠損などの樹体損傷が確認されているので、被害樹には適切な処置を行う。りんごの発芽は10日程度早いと見込まれるが、発芽後は耐寒性が急激に低下し、開花期が最も寒さに弱いため、結果確保に向け、低温や降雪への対策を行う。
 また、自園地の生育状況を確認し、SSの試運転などを行うなど防除体制を整える。

(2) 耕起・代かき

耕起作業は耕起深15cm程度を目標にしていぬいに行う。
 稲わらを鋤き込んだ水田では、浮きわらを抑えるため水深を浅めにし、代かき作業をする。

■ 燃焼法による防止

種類	利用方法
A重油オイル缶	4リットル缶を利用する場合、10a当たり30缶以上を配置する。
霜カット	おがくず：灯油=2：1(容量)の割合で混ぜたものを2kgずつ袋に詰め、10a当たり40〜60個を配置する。

注) 1 灯油の保管量が200〜1000ℓ：少量危険物貯蔵届出書の提出が必要
 2 灯油の保管量が1000ℓ以上：危険物取扱者の資格が必要
 3 所轄の消防署に「火災と紛らわしい煙又は火災を発生する恐れがある行為の届出書」などを提出する。

■ りんごの標準施肥量 (年間総量、園地全面施用)

区分	施肥量 (kg/10a)	備考		
			窒素	りん酸
普通台樹				
成木	15	5	5	部分(樹冠下)施肥の場合は、施肥量を減らす
6〜10年生	10	3	3	
1〜5年生	5	2	2	

町農業委員会では、年3回農地パトロールを実施し、遊休農地や、放任園等の発生防止に取り組んでいます。農地の貸借や売買については、町農業委員会へご相談ください。